

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県
	高 知 市 丸 ノ 内
	一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日
	毎 週 2 回
	(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○告示 (遊漁規則の一部変更の認可) の 廃止 ( " )	3

-----  
規 則  
-----

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第46号**

**高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立都市公園条例施行規則 (平成17年高知県規則第57号)  
の一部を次のように改正する。

別表の1の表春野総合運動公園の項中「午後1時から午後9時  
まで (日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5  
時まで)」を「午前9時から午後6時まで」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第417号**

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和2年5  
月27日に次のとおり認可した。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司

1 吉良川淡水漁業協同組合 内共第502号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
吉良川淡水漁業協同組合 室戸市吉良川町乙1937番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第502号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第5条第2項の表中「500円」を「1,000円」に改める。  
附則として次のように加える。  
この規則は、令和2年6月1日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和2年6月1日

2 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第504号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第6条第2項の表中

中学生以下の者	無料
---------	----

を

中学生以下の者	無料
18歳以下の者 (中学生以下の者を 除く。)	500円

に改める。  
附則として次のように加える。  
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年6月1日

3 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地
- (2) 漁業権の免許番号

内共第509号  
 (3) 遊漁規則の変更の内容  
 第4条第2項の表中

ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から8月31日まで
	物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで

を「

ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から9月30日まで
	横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域を除く物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から8月31日まで
	物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで

に改める。

第6条第6項中「10月1日」を「9月1日」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年6月1日

4 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

ア 第4条第3項の表中

あゆ	全ての漁法	仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき	12月1日から
----	-------	-----------------	---------

		上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	同月31日まで
--	--	--	---------

を「

あゆ	全ての漁法	仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から同月31日まで
	友づりを除く全ての漁法	用居川の岩丸橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端まで及び安居川の富岡橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端までの区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時まで

に、「徒手採捕」を「友づり及び徒手採捕」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

イ 第5条第4項の表中

仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	3,500円（前3項に規定する遊漁料若しくは特別遊漁料を納付した者又は中学生以下の者にあつては、1,500円）	設定なし
--	---	------

を「

仁淀川支流上八川川支流枝川川の	2,000円（あゆ、うな）	5,000円（あゆ、うな）
-----------------	---------------	---------------

吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	ぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合には、無料)	ぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合には、無料)
---	------------------------------------	------------------------------------

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

ア 令和2年6月1日

イ 令和3年3月1日

**高知県告示第418号**

令和2年4月高知県告示第331号（遊漁規則の一部変更の認可）は、廃止する。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司